

ステップ WiFi 通信サービス契約約款

第 1 版

2025 年 4 月 1 日 制定

株式会社アクセスブリッジ

第1章 総則

（約款の適用）

第1条 株式会社アクセスブリッジは、このステップ WiFi 通信サービス契約約款（以下「本約款」といいます。）によりステップ WiFi 通信サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

（約款の掲示）

第2条 当社は、本約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

（約款の変更）

第3条 当社は、合理的と認められる範囲で本約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

- 2 当社は、本約款を変更する場合は、変更後の約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
- 3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、当社の指定するホームページに掲示する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。

（本サービスの内容の変更）

第4条 当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、契約者の事前の承諾を得ることなく、本サービスの内容を変更することができるものとします。

- (1) 本サービスの内容変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本サービスの内容変更が、締結をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は前項に該当しない場合には、契約者の事前の承諾を得ることによって本約款等及び本サービスの内容を変更することができるものとします。
- 3 当社は、前二項に基づき本約款等又は本サービスの内容を変更する場合、変更後の本サービスの内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。
- 4 本サービスの内容が変更された場合、その効力発生日以降は変更後の本サービスの内容が適用されるものとします。

（用語の定義）

第5条 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 端末機器	料金契約に基づいて契約者に使用される、本サービスを利用するための機器
5 無線基地局設備	端末機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、次のもの (1) 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備（特定電気通信事業者が設置するものに限り。） (2) 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）に定める第五世代移動通信システムによるもの（特定電気通信事業者が設置するものに限り。以下「5G 基地局設備」といいます。） (3) 電波法施行規則第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九ー四世代移動通信システムによるもの（特定電気通信事業者が設置するものに限り。）
6 特定電気通信事業者	当社と直接又は間接にワイヤレスデータ通信及び回線交換サービスの提供にかかる相互接続協

	定その他の契約を締結している電気通信事業者をいいます。（株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社）
7 本サービス	特定電気通信事業者の通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備と契約者が指定する端末機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
8 契約者回線	無線基地局設備と契約者が指定する端末機器との間に設定される、料金契約に基づく電気通信回線
9 サービス取扱所	(1) 本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
10 会員契約	本約款に基づき当社から本サービスの提供を受ける資格を得るための契約
11 料金契約	会員契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるための契約
12 契約者	当社と会員契約を締結している者
13 ワイヤレスデータ通信	特定電気通信事業者が提供する無線データ通信でパケット交換方式により符号の伝送を行うためのもの
14 提供開始日	料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（当社が契約者に対して特定電気通信事業者の通信網の設定を完了した日となります。）
15 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
16 契約者アカウント情報	当社が本サービスの契約時に発行する ID、パスワード、その他契約者アカウント情報の認証のための情報
17 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
18 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
19 電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金

第 2 章 会員契約

（会員契約の単位）

第 6 条 当社は、会員契約に係る 1 の申込みごとに 1 の会員契約を締結します。この場合、契約者は、1 の会員契約につき 1 人に限ります。

（会員契約申込みの方法）

第 7 条 会員契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を当社の指定するサービス取扱所に提出していただきます。ただし、オンラインサインアップ（電磁的方法により、当社が定める契約事項を当社の指定するサービス取扱所に送信する方法で契約申込みを行うことをいいます。以下同じとします。）により会員契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

2 前項の場合において、会員契約の申込みをする者は、その申込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申込みを行っていただきます。

（会員契約申込みの承諾）

第 8 条 当社は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 会員契約の申込みをした者が本サービスに係る料金その他の債務（本約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。
 - (3) 会員契約の申込みをした者の年齢が満19歳未満であるとき（満18歳に達した日の翌日以降の最初の4月1日が到来しているときを除きます。）。
 - (4) 会員契約の申込みをした者が、第34条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されたことがある又は本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 第72条（無線事業における利用の禁止）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (6) 第73条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 4 会員契約申込み後の取り消しはできません。申込み後の取り消しは契約解除となり、所定の手続きが必要となります。

（契約者回線の追加）

第9条 契約者は、新たに契約者回線（Wi-Fi回線を除きます。）の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

（契約者の氏名等の変更の届出）

- 第10条 当社は、本約款に基づき、契約者に通知その他の連絡（以下この条において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面その他の当社が別に定める方法によりその通知等を行うときは、契約者から届出のあった氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。
- 2 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに当社の指定するサービス取扱所に届け出ていただきます。
 - 3 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
 - 4 契約者は、第2項の届出を怠ったことにより、当社又は料金回収会社（第52条（債権の譲渡及び債権の管理）に定めるとし、以下同じとします。）がその契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。
 - 5 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社又は料金回収会社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
 - 6 前2項の場合において、当社又は料金回収会社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
 - 7 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、本約款の規定により契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

（会員契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第11条 契約者が会員契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、第三者に譲渡することができません。

（契約者の地位の承継）

- 第12条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社の指定するサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
 - 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
 - 4 契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第10条（契約者の氏名等の変更の届出）第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

（契約者が行う会員契約の解除）

第13条 契約者は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめ当社の指定するサービス取扱所に通知していただきます。

（当社が行う会員契約の解除）

- 第 14 条 当社は、第 3 4 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その会員契約を解除することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第 3 4 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないでその会員契約を解除することがあります。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。
- 4 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により、その会員契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

（解約）

第 15 条

- 2 契約者は、当社が別途定める手続きに従い、本サービスの利用契約を解約することができるものとします。
- 3 前項に定める解約手続きについて、当月 20 日の受付時間まで申出があった場合、本サービスの提供終了日は、解約手続きが完了した月の末日とします。
- 4 契約者は、前項及び前条により本サービスの提供が終了した場合に提供終了日が 0 ヶ月目を利用開始月とする 0～24 ヶ月目までの場合、別紙に定める契約解除料を支払うものとします。
- 5 契約者から当社に対して、本サービスの利用を解約する旨の意思表示がない場合、本サービスは継続されるものとします。なお、25 ヶ月目以降の利用契約において、利用期間の制限はないものとします。
- 6 修理もしくは交換に際して、修理もしくは交換対応を行った端末機器を受領いただけない場合は、端末機器が当社に戻ってきてから翌々月末をもって本サービスを解約するものとします。

（会員契約の終了）

- 第 16 条 会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

第 3 章 料金契約

（料金契約の単位）

- 第 17 条 当社は、1 の申込みごとに 1 の料金契約を締結します。

（料金契約申込みの方法）

- 第 18 条 料金契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を当社の指定するサービス取扱所に提出していただきます。
- ただし、オンラインサインアップにより料金契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。
- 2 料金契約の申込みをする者は、その料金契約が属する会員契約（以下「所属会員契約」といいます。）を指定していただきます。この場合において、会員契約を締結していない者は、その料金契約の申込みと同時に会員契約の申込みを行っていただきます。

（料金契約申込みの承諾）

- 第 19 条 当社は、料金契約の申込みがあったときは、第 8 条（会員契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（本サービスの利用の一時停止）

- 第 20 条 当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係る本サービスの利用の一時停止（その請求のあった本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（料金契約に基づく権利の譲渡の禁止）

- 第 21 条 契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、第三者に譲渡することができません。

（契約者が行う料金契約の解除）

第22条 契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめ当社の指定するサービス取扱所に通知していただきます。

（当社が行う料金契約の解除）

第23条 当社は、第34条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第34条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。
- 4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

（料金契約の終了）

第24条 料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。

（初期契約解除の取扱い）

第25条 契約者は、新たな料金契約（契約移行に係るものを除きます。以下この条において「新規契約」といいます。）又は既に締結されている料金契約の一部の変更（契約移行による料金契約の申込みを含みます。以下この条において「変更契約」とします。）を締結したときは、事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面（事業法第26条の2第1項の規定に基づき当社が契約者に交付する書面（同条第2項の規定により提供するものを含みます。）をいいます。以下同じとします）の初回配送到着日又は契約者回線の提供を開始した日（変更契約にあっては、その効力を発した日とします。）のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間に、当社に対して書面（はがき又は封書その他の紙媒体または電子メールであって、対象契約を特定するために必要な情報が記載されたものに限ります。）を発した場合に限り、事業法第26条の3の規定に基づき対象契約の解除（以下「書面解除」といいます。）を行うことができます。この場合、その書面の発送等に要する費用は、契約者に負担していただきます。

- 2 書面解除は、契約者が前項の書面を発した時に効力を生ずるものとします。
- 3 契約者は、新規契約の書面解除を行ったときは、その解除までに提供された本サービスの料金（事業法施行規則第22条の2の9第1号の規定に基づき算定した額とします。）、「料金表 第4 負担金」に定めるユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、「料金表 第5 手続きに関する料金」に定める事務手数料、及び別途端末機器を契約した場合の購入代金またはレンタル代金以外の料金等の支払いを要しません。
- 4 当社は、変更契約の書面解除があったときは、速やかにその本サービスを変更前の状態に復するものとします（ただし、当社が変更前の状態に復するものとしめない旨を事前に通知した変更契約を除きます）。この場合、契約者は、その変更契約が効力を発した日に遡って、変更前の契約に基づき算出した料金その他の債務の支払いを要します。
- 5 契約者は、第3項の規定に基づき支払いを要する額について、支払期日を経過してもなお支払いがないときには、第62条（遅延損害金）の規定にかかわらず、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年3%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。
- 6 初期契約解除に関するその他の取扱いは、事業法第26条の3、事業法施行規則及び総務省告示等の法令に定めるところによります。

第4章 オプション機能

（オプション機能の提供）

- 第26条 当社は、契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、契約者は、そのオプション機能を利用する1の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。
- 2 前項の規定にかかわらず、料金表に定めるオプション機能については、契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

（本サービスの利用の一時停止があった場合の取扱い）

第27条 当社は、本サービスの利用の一時停止があったときは、そのオプション機能の利用の一時停止を行います。

第5章 端末機器の利用

第1節 端末機器の接続等

(端末機器の接続)

第28条 契約者は、その契約者回線又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、端末機器（当社及び特定電気通信事業者が付与された無線局の免許により運用することができるもの及び本サービスの契約者回線に接続することができるものであって、第1号及び第2号の表示（以下「技適マーク」といいます。）等により当社または特定電気通信事業者が無線設備規則及び技術基準等（別記1に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していることが確認できるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社の指定するサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- (1) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）様式第7号又は第14号の表示
- (2) 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）様式第7号又は第14号の表示
- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その接続に用いる無線機器が、無線設備規則に適合していないとき。
 - (2) その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - (3) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続に用いる無線機器が無線設備規則及び技術基準等に適合しているかどうかの技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - (1) 技適マークにより無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるとき。
 - (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- 4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者が、その端末機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。
- 6 契約者は、その契約者回線への端末機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社の指定するサービス取扱所に通知していただきます。

(認定機器以外の端末機器の扱い)

第29条 契約者は、認定機器（当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した端末機器をいいます。）以外の端末機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

第2節 端末機器の検査等

(端末機器に異常がある場合等の検査)

- 第30条 当社は、契約者回線に接続されている端末機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その端末機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- 2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
 - 3 契約者は、第1項の検査を行った結果、端末機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その端末機器の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

(端末機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

- 第31条 契約者は、契約者回線に接続されている端末機器について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社又は特定電気通信事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

- 3 契約者は、前項の検査等の結果、端末機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その端末機器の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

(端末機器の電波法に基づく検査)

第32条 前条第2項に規定する検査のほか、端末機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

第6章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第33条 当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部の提供を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定電気通信事業者の電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないとき。
- (2) 第39条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその契約者にお知らせします(個別の通知又は当社所定のWEBサイトに掲示する等の方法により行います。)。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、本条に基づく利用の停止について、損害を賠償する義務を負わず、賠償また本サービスの料金の全部又は一部のご返金はいたしません。
- 4 本条にもとづく利用の停止があっても、本サービスの利用料金(基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、オプション加入のお客様は加入されているオプション等の月額料)は発生します。

(利用停止)

第34条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヵ月以内で当社が定める期間(本サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社又は料金回収会社に支払われるまでの間、第3号又は第4号の規定に該当するときは、当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間)、その本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 料金回収会社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を料金回収会社から受けたとき。
- (2) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社の指定するサービス取扱所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。))。
- (3) 本サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
- (4) 第10条(契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
- (5) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の本サービスに係る料金その他の債務又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務(その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。))について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (6) 契約者がその本サービス又は当社と契約を締結している他の本サービスの利用において第73条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (7) 第30条(端末機器に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない無線機器の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
- (8) 第31条(端末機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)又は第32条(端末機器の電波法に基づく検査)の規定に違反したとき。
- (9) 第59条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。
- (10) 第72条(無線事業における利用の禁止)の規定に違反したとき。
- (11) 裁判所、捜査機関、その他公的機関(警察署を含むがこれに限らない)から当社に対して、当該回線の停止又は契約解除の要請・申請等が行われた場合
- (12) 契約者が仮差押、差押等の処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。

- (13) 契約者が、民事再生手続、破産、会社更生等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び期間をその契約者に通知します。ただし、前項第6号により提供停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
- 3 本条に基づく本サービスの提供の停止があっても、本サービスの利用料金（月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料等の月額料、オプション加入のお客様は加入されているオプション等）は発生します。
- 4 当社は、本条に基づく本サービスの提供の停止について、損害を賠償することは負わず、また本サービスの料金の全部又は一部のご返金はいたしません。
- 5 第1項の規定は、契約者がこれらの禁止事項を行わないよう、当社に情報の監視又は削除等の義務を課すものではありません。第1項に該当する行為が行われ、当社がこれらの情報の監視又は削除等を行わなかったことにより契約者又は第三者に損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

(契約者の遵守事項)

第35条 契約者は本サービスを利用するにあたり、以下の事項に同意し、遵守するものとします。

- (1) ホストコンピューター、ネットワークセンター及びアクセスポイント（以下本条においては「ネットワーク」といいます。）を通過する情報の内容について、当社がいかなる保証もしないこと
- (2) ネットワークを通じて取得した情報の利用について自ら責任を負うこと
- (3) 契約者の個人情報等、司法機関等公的機関の要請がある場合に開示されることがあること
- (4) 当社が、本サービスに関する利用動向を把握する目的で、契約者の個人情報及び履歴情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、自ら利用又は第三者へ提供することがあること
- (5) ワイヤレスデータ通信を通じての通信は、すべて当該契約者アカウントを受けた自己のものであること
- (6) 本サービスの運用のため、契約者アカウント情報等の個人情報が当社又は当社の提携先等第三者の間でやりとりされること
- (7) 本約款のほか、特定電気通信事業者の通信に関する約款、規則及び利用条件に従うこと
- (8) 本サービスを利用するために必要となる設備（精密機器端末）については、契約者が自己の費用と責任において維持すること
- (9) 契約者アカウント情報及びその他本サービスを利用する権利を認識するに足りる情報を自己の責任において管理すること
- (10) 契約者アカウント情報の管理及び使用は自己の責任とし、契約者アカウント情報の使用上の過誤又は他者による無断使用により契約者が被る損害については、当該契約者の故意又は過失の有無を問わず、当社は一切責任を負わないこと
- (11) 本サービスの適切な運用のため、当社又は特定電気通信事業者もしくは運送会社等委託先会社との間で、契約者の個人情報及び契約者アカウント情報の授受を行うこと
- (12) 平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、当社及び特定電気通信事業者のネットワークに過大な負荷を与えた場合、当該通信を制御・制限される場合があること
- (13) 当社又は特定電気通信事業者が、契約者の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、通信の最適化をする場合があること
- (14) 契約者が次条の禁止事項に該当する場合、契約者に事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置くこと

(契約者の禁止事項)

第36条 契約者は本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- (2) 他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発もしくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (9) 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用している情報を改ざんし、又は消去する行為
- (10) 自己の契約者アカウント情報を他人と共有し又は他者が共有している状態に置く行為

- (11) 他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の契約者の契約者アカウント情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます。）
- (12) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (13) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容または態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
- (14) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメール等を送信する行為
- (15) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (17) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介または誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (18) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (19) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (22) 他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為
- (23) 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、又はそれらの運営を妨げる行為
- (24) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (25) 多数の不完了呼を故意に発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為
- (26) 本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対して自動電話ダイアリングシステムを用い又は合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などを行う行為
- (27) 自動ダイアリングシステムを用い又は合成音声通信もしくは録音音声等を用い、第三者が嫌悪感を抱く音声通信をする行為
- (28) 位置情報を取得することができる端末機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (29) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為、もしくは、そのおそれがある行為
- (30) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為

第7章 通信

（インターネット接続サービスの利用）

第37条 契約者は、インターネット接続サービス（本サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

（通信の条件）

第38条 当社は、本サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページ（特定電気通信事業者のホームページを含みます。）に掲示するものとします。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑状況、ご利用の端末などにより通信速度が異なります。

2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 本サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

4 本サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

5 契約者は、1の料金契約において、同時に2以上の端末機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、本約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

- 6 契約者は、1 の料金契約において、同時に 2 以上の Wi-Fi 機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、本約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。
- 7 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。
- 8 端末機器に使用される IP アドレスには、プライベート IP アドレスとグローバル IP アドレスとがあり、当社がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。

（通信利用の制限）

第 39 条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 新聞社等の機関 金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関
備考 上欄に定めるそれぞれの対象機関は、事業法施行規則第 56 条第 1 号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関をいいます。以下同じとします。

第 39 条の 2 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- （1）通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線に係る通信の利用を制限すること。
- （2）一定期間における通信時間が当社の定める時間を超えとき、又は一定期間における通信容量が当社の定める容量を超えときは、別紙の定めに従いその通信を制限、もしくは切断すること
- （3）契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限すること
- （4）当社又は特定電気通信事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は特定電気通信事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は特定電気通信事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。
- （5）当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社又は提供事業者の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- （6）当社又は特定電気通信事業者の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合に、本サービスの円滑な提供のために、本サービスの契約者回線について、データ通信の伝送速度を制限すること。

第39条の3 当社は、前2条の規定によるほか、当社又は特定電気通信事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは特定電気通信事業者に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断した機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

第39条の4 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

（通信時間の測定）

第40条 本サービスにかかる通信時間の測定方法は、次の通りとします。

- （1）通信時間は、発信者及び着信者双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻（その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします）から起算し、発信者又は着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。
- （2）前号の定めにかかわらず、契約回線の故障等、通信の発信者又は着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき（第39条（通信利用の制限）により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします）は、特定電気通信事業者が別途定める規定による時間を通信時間とします。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第41条 本サービスの料金は、料金表第1表（本サービスに関する料金）に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、手続きに関する料金、収納手数料、督促手数料及び請求書支払いオプション料とします。その他の任意加入である各コンテンツサービスの料金は、各コンテンツサービス規約によるものとします。

2 本サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

（基本使用料の支払義務）

第42条 契約者は、その料金契約に係る提供開始日から料金契約の解除があった日（以下「提供終了日」といいます。）の前日まで（提供開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する基本使用料の支払いを要します。ただし、本約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。

- （1）契約者は、利用の一時停止をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
- （2）契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
- （3）前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線（料金契約に係るものに限ります。）を全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（基本使用料の日割り）

第43条 当社は、原則として基本使用料の日割りは致しません。ただし、次の場合については、基本使用料をその利用日数に応じて日割ります。

(1) 利用開始月

(2) 料金月の起算日以外の日に基本使用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(3) 第42条（基本使用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。

(4) 第51条（料金の計算方法等）の規定により料金月の起算日の変更があったとき。

2 前項第1号から第3号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第42条（基本使用料の支払義務）第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

3 第1項第3号の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

（契約解除料の支払義務）

第44条 契約者は、本サービスにおいて、最低利用期間中に会員契約が終了したときは、手続きの事務を行う役務提供の対価として、料金表第1表第2（契約解除料）に規定する契約解除料の支払いを要します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第45条 契約者は、料金月の末日が経過した時点で、本サービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第4負担金（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2 契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

（電話リレーサービス料の支払義務）

第46条 契約者は、料金月の末日が経過した時点で、本サービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第4負担金（電話リレーサービス料）に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。

2 契約者は、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社が電話リレーサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

（手続きに関する料金の支払義務）

第47条 契約者は、当社に対し料金契約の申込み又は手続きを要する請求をし、当社よりその承諾を受けたときは、料金表第1表第5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（収納手数料の支払義務）

第48条 契約者は、当社又は料金回収会社が払込票（当社が指定する店舗において料金等を支払う際に必要となる書面をいいます。以下同じとします。）を発行したときは、料金表第1表第6（収納手数料）に規定する収納手数料の支払いを要します。

（督促手数料の支払義務）

第49条 契約者は、当社又は料金回収会社が督促通知（料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものを含みます。以下同じとします。）を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表第1表第7（督促手数料）に規定する督促手数料の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第50条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第3節 料金等の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第51条 当社は、契約者が料金契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、料金月に従って計算するものとします。ただし、本約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

(債権の譲渡及び債権の管理)

第52条 当社は、契約者が料金契約に基づき支払う料金の請求債権等（本サービスの料金の支払請求権その他料金契約に基づく一切の金銭債権をいいます。）を、任意の第三者に対して譲渡することができるものとし、契約者は、当該債権譲渡について承諾するものとします。

2 前項の譲渡に関して、契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。

（1）契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が料金回収会社に提供すること。

（2）料金回収会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、料金回収会社から当社へその旨の通知を受けること。

3 第1項の場合において、当社及び料金回収会社は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

4 当社は、料金契約に基づく当社の契約者に対する債権の管理業務を、自己の裁量で任意の第三者に委託することができるものとします。

5 第1項及び第2項に定める任意の第三者、料金契約に基づく料金の請求を代行する請求代行会社を総称し、料金回収会社と定めるものとします。

(債権の買い戻し)

第53条 当社は、前条の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、料金回収会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。

2 前項の規定により債権を買い戻す場合には、当社及び料金回収会社は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

(料金等の請求)

第54条 当社及び料金回収会社は、第69条（請求書の発行）に規定する場合その他当社又は料金回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

(料金等の支払い)

第55条 契約者は、料金契約に係る料金等の支払いについて、あらかじめ別記2に規定する支払方法のいずれかを指定していただきます。

2 契約者は、料金契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。

3 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

4 当社は、料金契約に係る料金等の支払いについて、クレジットカードが使用不能であることを当社が知ったときは、第1項の規定により指定した支払方法にかかわらず、当社が指定する方法にて料金等を支払っていただきます。なお、当社が指定する方法に関しては、該当の契約者へ別途通知いたします。

5 契約者は、第52条（債権の譲渡及び債権の管理）の規定により譲渡した債権について、料金回収会社が前4項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

(料金の一括後払い)

第56条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金等の臨時減免)

第57条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

2 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲示する等の方法により、そのことを周知します。

(期限の利益喪失)

第58条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、契約者は、本約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社及び料金回収会社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

(1) 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

(2) 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3) 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(4) 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

(5) 契約者の所在が不明であるとき。

(6) 契約者が預託金を預け入れないとき。

(7) その他契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2 契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに当社の指定するサービス取扱所に通知していただきます。

第4節 預託金

(預託金)

第59条 契約者は、次の場合には、本サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) 会員契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) 料金契約の申込みの承諾を受けたとき。

(3) 第34条(利用停止)第1項第1号、第2号又は第5号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、1料金契約あたり10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、その会員契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、預託金を返還する場合に、契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

6 当社は、料金契約の解除が契約移行に係るものである場合、その料金契約に係る預託金について、前2項の規定に基づく返還に代え、新たに締結した料金契約に係る預託金として預け入れていただいたものとして取り扱います。

(債権の買戻しによる預託金の充当)

第60条 当社は、料金回収会社が請求した料金その他の債務について、契約者が支払期日を経過してもなお支払わなかった場合であって、その契約者が当社に預託金を預け入れているときは、その債権(その額が預託金よりも大きいときは、預託金と同額分とします。)を料金回収会社から買い戻し、その額に預託金を充当することがあります。

第5節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第61条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(遅延損害金)

第 6 2 条 当社は、契約者が会員契約に基づく料金その他の債務の支払を遅延したときは、契約者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率 14.6%の割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。）による遅延損害金を請求することができるものとします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

第 6 節 端数処理

（端数処理）

第 6 3 条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、本約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第 1 0 章 保守

（契約者の維持責任）

第 6 4 条 契約者は、端末機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、端末機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

（契約者の切分責任）

第 6 5 条 契約者は、端末機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他特定電気通信事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末機器に故障のないことを確認のうえ、当社に特定電気通信事業者の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

（修理又は復旧）

第 6 6 条 当社は、特定電気通信事業者の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するよう特定電気通信事業者に求めます。ただし、2 4 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第 1 1 章 損害賠償

（責任の制限）

第 6 7 条 当社は、料金契約に基づき本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全ての契約者回線（料金契約に係るものに限り、以下この条において同じとします。）が全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、2 4 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（2 4 時間の倍数である部分に限り、以下この条において同じとします。）について、2 4 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定する料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第 4 3 条（基本使用料の日割り）の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害及び逸失利益については、一切責任を負わないものとします。

5 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。ただし、当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当社が当該損害の発生までに当該契約者から受領した料金の額を上限とします。

（免責）

第68条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 当社は、本サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用若しくは所有している端末機器（その端末機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

3 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由により、本約款の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービスの正確性、有用性、完全性、その他契約者による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づき契約者が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。

5 契約者回線や端末機器等の障害等による本サービスの停止・遅滞・中止により生じた損害、その他本サービスに関して契約者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

6 契約者が本約款に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第12章 付随サービス

（請求書の発行）

第69条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、書面により請求書（契約者が料金契約に基づき支払いを要する額を記載したものに限り。）を発行します。ただし、その契約者が料金契約を締結していない場合又は料金契約に係る料金等の支払方法としてクレジットカード決済を指定している場合は、この限りではありません。

2 契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第6表（収納手数料）に規定する手数料の支払いを要します。

3 契約者は、第55条（料金等の支払い）の規定により料金契約に係る料金等の支払方法として銀行振込を指定したときは、同時に第1項の請求を行ったものとみなして取り扱うことに同意していただきます。

第13章 雑則

（承諾の限界）

第70条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

（保証の限界）

第71条 当社は、通信の利用に関し、当社の電気通信設備を除き、相互接続点等を介し接続している、電気通信設備にかかる通信品質を保証することはできません。

2 当社は、インターネット及びコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準及びネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本サービスに瑕疵のないことを保証することはできません。

（無線事業における利用の禁止）

第72条 契約者は、本約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線LANアクセスサービス、携帯電話又はPHSに係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

（利用に係る契約者の義務）

第73条 契約者は、次のことを遵守いただきます。

（1）端末機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護が必要があるとき又は端末機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

（2）故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が端末機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。

(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で本サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記 3 に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(5) 位置情報（端末機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる端末機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

（他の電気通信事業者への通知）

第 7 4 条 契約者は、第 1 3 条（契約者が行う会員契約の解除）、第 1 4 条（当社が行う会員契約の解除）又は第 1 6 条（会員契約の終了）の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が個人情報の取扱い等について定めたプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といいます。）に定める電気通信事業者からの請求に基づき、同プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 7 4 条の 2 契約者は、特定電気通信事業者が当社と提携して提供する電気通信サービスに係る料金の割引（当社所定のものに限り。）を契約者に案内及び提供するために（以下「本目的」といいます。）、その氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している契約の内容及び契約状況等の情報を、本目的の達成に必要な範囲で当社が特定電気通信事業者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

（位置情報の送出）

第 7 5 条 特定電気通信事業者がワイヤレスデータ通信に係る当社との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信中にその当社に係る電気通信設備から携帯事業者が別に定める方法により位置情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報をいいます。以下この条において同じとします）の要求があったときは、契約者があらかじめ当社への位置情報の送出に係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

2 当社は、前項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社に故意又は過失がある場合はこの限りではありません。

（情報の収集）

第 7 6 条 当社は、本サービスに関し、契約者に技術サポート等を提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。契約者は、契約者から必要な情報が提供されないことにより、当社が十分な技術サポート等を提供できないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

（契約者に係る情報の利用）

第 7 7 条 当社は、契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（契約者確認）

第 7 8 条 当社は、契約者の個人情報及び履歴情報について、善良な管理者としての注意をもって管理します。

2 当社は、契約者の個人情報及び履歴情報を以下の目的にのみ利用し、法令にもとづいて官公庁から開示を求められた場合を除き、第三者に開示しないものとします。

(1) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）（以下、「携帯電話不正利用防止法」といいます）その他法令に定められた不正利用防止の目的。

(2) 月額課金制のサービスの利用料金を回収する目的。

(3) 契約者に対し、本サービスを円滑に提供する目的。

(4) 契約者に対し、本サービスの追加又は変更のご案内、又は緊急連絡の目的で、電子メール又は郵便等で通知をする目的。

- (5) 商品開発等の目的で本サービスに関する利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工したうえで、その分析結果を自ら利用し、又は第三者に提供する目的。
 - (6) 当社又は当社の提携先等第三者が、その提供するサービスや商品に関する広告宣伝又はその他の案内を、電話や電子メール、契約者がアクセスした当社のホームページ上に表示する目的
 - (7) 契約者から事前の同意を得た場合。
- 3 当社は、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第 9 条で定める契約者確認をいいます。以下、本条において同様とします）を求められたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。この場合、契約者は、当社の定める期日までに契約者確認に応じるものとします。

（契約者アカウントの管理）

- 第 7 9 条 契約者は、契約者アカウント情報を自己の責任において管理するものとします。契約者が法人又は団体である場合、本サービス 1 個に対する契約者アカウント情報は 1 つとし、法人又は団体の管理担当者が管理するものとします。
- 2 契約者アカウント情報を使用し、契約者和其他者により同時に、又は他者のみによって使用された場合、本サービスの通常の機能が失われることがあります。

（反社会的勢力に対する表明保証）

- 第 8 0 条 契約者は、本サービスの利用契約締結時及び締結後において、自らが暴力団又は暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
- 2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社は事前に通知催告することなく本サービスの利用契約を直ちに解除することができるものとします。
- (1) 反社会的勢力に属していること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 反社会的勢力を利用していること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - (6) 自ら又は第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたこと
- 3 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

（秘密保持）

- 第 8 1 条 契約者は、本サービスの利用に伴い当社から秘密に取り扱うことを条件として提供を受けた非公知の一切の情報について、その秘密を保持するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する情報は秘密情報の対象外とします。
- (1) 提供を受けた時点で既に契約者が保有していた情報
 - (2) 提供を受けた後、当社に対し秘密保持義務を負わない第三者から契約者が独自に取得した情報
 - (3) 提供を受けた時点で既に公知であった情報
 - (4) 提供を受けた後、契約者の責めに帰さない事由により公知となった情報

（本サービスの廃止）

- 第 8 2 条 当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することができます。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、当社が定める期間までに契約者に通知することで、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部を廃止できるものとします。
- 3 当社は、本サービスの一部又は全部が廃止したことにより契約者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

（通知）

- 第 8 3 条 当社から契約者への通知は、契約者が当社に通知した住所宛ての書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、ウェブサイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
- 2 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（ただし、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に契約者に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当

該ファックスが送信された時点で契約者に到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がウェブサイトへの掲載による場合、ウェブサイトに掲載された時点で契約者に到達したものとみなすものとします。

3 契約者が第 1 項の通知を確認しなかったこと及び第 10 条（契約者の氏名等の変更の届出）に定める義務を怠ったことにより当社からの通知を受け取れなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

（分離性）

第 8 4 条 本約款の一部が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本約款の残りの部分の有効性はその影響を受けず引き続き有効で、その条件に従って強制力を維持するものとします。

（合意管轄裁判所）

第 8 5 条 本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第 8 6 条 本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

（協議）

第 8 7 条 当社及び契約者は、本サービス又は本約款に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

別記

1 端末機器が適合すべき技術基準等

区 分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則
技術的条件	—

2 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用する情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人の ID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (15) その他法令に違反する行為
- (16) (1) から (15) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

3 契約者が指定できる支払方法

会員契約の名義	契約者が指定できる支払方法
個人	クレジットカード決済
法人	クレジットカード決済

料金表

第1表 本サービスに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第36条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用							
(1) 基本使用料の料金種別の選択	ア 基本使用料には、次の料金種別があります。						
	クラウド WiFi サービスに係るもの						
	<table><tr><th>種類</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>クラウド WiFi</td><td>ステップ WiFi 100GB プラン</td></tr><tr><td>クラウド WiFi</td><td>ステップ WiFi セット 100GB プラン</td></tr></table>	種類	基本使用料の料金種別	クラウド WiFi	ステップ WiFi 100GB プラン	クラウド WiFi	ステップ WiFi セット 100GB プラン
	種類	基本使用料の料金種別					
	クラウド WiFi	ステップ WiFi 100GB プラン					
	クラウド WiFi	ステップ WiFi セット 100GB プラン					
イ 契約者は、料金契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。							
ウ 基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことを当社が別に定める方法により当社の指定するサービス取扱所に申し込んでいただきます。							
エ 当社は、別に通知する期日までにウの申し込みがあった場合は、当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限りではありません。							

2 料金額

1 料金契約ごとに月額

区 分	料金額
	税込額
ステップ WiFi 100GB プラン	4,268 円
ステップ WiFi セット 100GB プラン	3,300 円

※開始月の料金額は、本プランの適用を開始した日から起算して日割計算とします。

※セットプランはステップモバイル音声 SIM サービスと同時利用の場合の料金です。

第2データ容量追加料金

追加データ容量	単位	追加データ基本料金（税込）
1GB	（追加 1 回ごとに）	220 円

ア 追加データ料金はデータ容量追加日の属する月の利用料金に合算請求されます。

イ 追加データは追加日の属する月のみ使用できるものとし、追加データの翌月への繰越及び未使用による料金の返還は行いません。

第3 海外利用料金

ア 対応エリア別の料金について

対応エリア	単位	基本料金（非課税）
<u>アジア</u> 中国、台湾、韓国、香港、マカオ、シンガポール、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナム、インド、ミャンマー、モンゴル、ラオス、カンボジア、バングラデシュ	(1 契約ごとに)	日単位 850 円/1GB
<u>ヨーロッパ</u> アルバニア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ガーンジー、ジャージー、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ジブラルタル、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マルタ、マン島、モンテネグロ、マケドニア、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、イギリス、バチカン、ペラルーシ、アランド島、マケドニア共和国、バミューダ諸島 <u>アジア</u> バーレーン、ブルネイ、クウェート、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、ネパール、オマーン、パキスタン、カタール、サウジアラビア、スリランカ、タジキスタン、アラブ首長国連邦、イラク、アゼルバイジャン、ウズベキスタン、キルギス、モルディブ <u>アフリカ</u> アルジェリア、アンゴラ、エジプト、ガーナ、ケニア、モーリシャス、モロッコ、ナイジェリア、南アフリカ、タンザニア、チュニジア、西サハラ、ザンビア、ウガンダ、ベナン <u>中央・南アメリカ</u> アルゼンチン、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、アルバ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ、イギリス領ケイマン諸島、エクアドル、ペルー、イギリス領バージン諸島、ウルグアイ、ベネズエラ、キュラソー島、グレナダ、グアドループ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、マルティニーク、サン・マルタン、セントビンセント・グレナディーン島、スリナム、トリニダード・トバゴ、タークス・カイコス諸島 <u>北アメリカ</u> カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、プエルトリコ、アメリカ、ハワイ、グアム、サイパン、アラスカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、ドミニカ共和国、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ホンジュラス <u>オセアニア</u> オーストラリア、フィジー、ニュージーランド、北マリアナ諸島	(1 契約ごとに)	日単位 1,250 円/1GB

海外で本サービスを利用される場合、日本時間 0 時 00 分 00 秒～23 時 59 分 59 秒までを 1 日とし、3GB まで LTE 通信でご利用いただけます。容量超過後は、384kbps まで通信速度が制限されます。1 日のご利用量が 1GB 未満でも翌日への繰り越しは出来ません。料金は、1 日ごとに加算されます。

イ 利用国により料金が異なります。※ア表参照

- ウ 1 日に対応エリアを跨いで利用する場合、対応エリア毎の日額が加算されます。また、1 日に同エリア内で複数回利用する場合は、該当エリアの利用料金 1 日分が加算されます。

第 4 負担金

1 料金契約ごとに月額

区 分	料金額
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金 ^{※1}
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービス支援機関に納付する負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金 ^{※2}

本サービスの電話番号一つに対して、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料が発生いたします。

※1 電気通信事業者が負担する 1 電話番号当たりの負担額（番号単価）は、ユニバーサルサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会によって、半年に 1 回料金の見直しが行われているため、その内容に応じてお客様にお支払いいただく料金が変更される場合があります。なお、その変更後の料金額は、一般社団法人電気通信事業者協会のホームページ

（<http://www.tca.or.jp/universalservice/>）の記載に準じるものとします。

また、「ユニバーサルサービス制度」について、詳しくは、当該ホームページ又は音声・FAX 案内（03-3539-4830：24 時間受付）にてご確認ください。

※2 電気通信事業者が負担する 1 電話番号当たりの負担額（番号単価）は、電話リレーサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会によって、1 年に 1 回料金の見直しが行われているため、その内容に応じてお客様にお支払いいただく料金が変更される場合があります。なお、その変更後の料金は、一般社団法人電気通信事業者協会のホームページ

（https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/）の記載に準じるものとします。

なお、「電話リレーサービス制度」について、詳しくは、当該ホームページ又は音声・FAX 案内（03-6302-8391：土日祝休日、年末年始を除く 9 時～17 時）にてご確認ください。

第 5 収納手数料

収納 1 件ごとに

区 分	料金額
クレジットカード決済手数料	0 円

第 6 督促手数料

1 督促通知ごとに

区 分	料金額
督促手数料	別に算定する実費

第 2 表 通信の制限

通信料の適用	
通信の条件	本サービスの契約者は、当社の定める一定期間内に同じく当社が定める一定の通信データ量を超えたことを当社が確認した場合、その後一定期間の通信について、速度を制限させていただくことがあります。各プランの通信の条件は以下の通りです。

プラン名	制限内容
ステップ WiFi 100GB プラン	月間(※)の通信データ量が当月内に 100GB を超えた場合、当月の通信速度が送受信最大 128kbps になります。 ※日本時間で毎月 1 日の 0 時 00 分 00 秒～当月末日の 23 時 59 分 59 秒までを 1 ヶ月とします。
ステップ WiFi セット 100GB プラン	月間(※)の通信データ量が当月内に 100GB を超えた場合、当月の通信速度が送受信最大 128kbps になります。 ※日本時間で毎月 1 日の 0 時 00 分 00 秒～当月末日の 23 時 59 分 59 秒までを 1 ヶ月とします。